

「すべての子供たちへのよりよい教育の実現」を目指して

～令和7年6月11日 給特法等改正法が成立しました～

教師の働き方が変わります！

教師が「学びの専門職」として、子供に全力で向き合えるようにするため、**働き方改革を徹底して進めます**

- すべての関係者が連携・協働して働き方改革を進めるための**仕組み作り**
- 教職員定数の改善や支援スタッフの充実による**マンパワーの拡充**

さらに

教師の職務の重要性にふさわしい**処遇の改善を進めます**

- 約50年ぶりとなる**教職調整額の引上げ** 等



学校の働き方改革

国



働き方改革を進めるための**環境整備**

- ・ 働き方改革を進めるための制度改正
- ・ 学校・教師が担う必要のない業務の明確化と周知
- ・ 教育委員会等への伴走支援
- ・ 働き方改革にかかる進捗状況の把握・見える化

教育委員会

- 現状の「見える化」
- 地域・保護者への**周知・広報**
- 個々の学校への**伴走支援**
- 部活動の**地域展開等の推進**



学校



- 業務の**精選・見直し**
 - ・ 学校における**業務分担**の見直し
 - ・ **標準を大きく上回る授業時数**の見直し
 - ・ **校務DX**の加速化 など
- 学校運営**全体の中で取り組み**
 - ・ 学校評価を活用
 - ・ 学校運営協議会の仕組みを活用

地域・保護者



- 学校との**連携・協働**
 - ・ **学校運営協議会**※1などを通じた学校運営への参画

首長部局

- **自治体全体で取り組む**
 - ・ **総合教育会議**※2を通じた連携・協働



学校の指導・運営体制の充実

- ① 教職員の定数を改善します
- ② 支援スタッフを充実します
- ③ 若手教師のサポート体制を整えます
- ④ 教師が産育休をとりやすい制度を整備します



教師の処遇改善

- ① 約50年ぶりの給与改善
- ② 職務や業務負担に応じた**処遇改善**(学級担任への手当の加算)



※1 保護者や地域住民が学校運営とその他のための支援について協議する場(コミュニティ・スクール)
※2 首長(知事、市長等)が開催する教育政策について議論する会議

教師の健康・福祉の確保に向けて

今般の法改正等を踏まえ、各学校においては

- ✓ 学校における業務分担の見直し、標準を大きく上回る授業時数の見直し、校務DXの加速化など、学校における働き方改革の更なる徹底による教育職員の**時間外在校等時間の縮減**
- ✓ 学校評価の結果に基づき学校運営の改善を図るための措置を講ずる際、**改善のために業務が際限なく積みあがらないようにすること**
- ✓ 学校運営の「**基本的な方針**」に働き方改革推進に関する内容を含めることでコミュニティ・スクールなどを活用しつつ、**地域や保護者と連携**しながら取組を推進



といった取組を進めていきましょう！

✓ 取組モデル1 日課表の見直し

✓ 取組モデル2 地域・保護者への見える化

校長先生 朝活動・昼休み・清掃を短縮したり、**清掃を朝活動の時間に行う**などの見直しを行いました。その際、**保護者へしっかりと意図を説明**しました。

校長先生 **学校だより**に勤務状況を掲載しました。時間外在校等時間の多い月には、その**要因となった業務**(学校行事とテストの作成・採点が重なったことなど)についても掲載し、**背景を知ってもらう**ようにしています。

先生 清掃を毎日行わなくても、さほど問題が生じないことがわかりました。また、子供の下校時刻が早くなり、**放課後の業務にゆとり**ができました。

保護者 先生方がかなり忙しい生活を送っていることがわかりました。**協力できることがあれば言ってください。**

保護者 朝読書がなくなることへの**不安**や、校内が汚くなるのではないかと**懸念**もありましたが、**丁寧に説明してもらえたことで安心**できました。

先生 自分と他の教師の時間外在校等時間を比較することができ、**自身の働き方を見直すきっかけ**になりました。



校長等の管理職は、教師の健康を守る「**安全配慮義務**」があります

教職員の勤務時間管理を適切に行った上で、学校における**業務分担の見直しや適正化、必要な執務環境の整備**を行い、健康管理に取り組む必要があります
その際、時間外在校等時間が
特に長時間となっている教師については、**現状の把握と、具体的な手立てを最優先で講じる**ことが重要です

安全配慮義務 に関する裁判例

使用者は、その雇用する労働者に従事させる業務を定めてこれを管理するに際し、**業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して労働者の心身の健康を損なうことがないよう注意する義務を負うと解する**のが相当であり、使用者に代わって労働者に対し業務上の指揮監督を行う権限を有する者は、使用者の上記注意義務の内容に従ってその権限を行使すべきものである。

(最二小判平成12年3月24日民集第54巻3号1155頁)

国や教育委員会では、**教職員定数の改善や支援スタッフの充実**などの環境整備を進めてきています。

学校においても、**教師の健康・福祉を確保**するとともに、**教師が教師でなくてはできないことに集中**することができる**チーム学校の実現**に取り組んでいきましょう



文部科学省HP「全国の学校における働き方改革事例集」

